

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により，次のとおり縦覧に供する。

平成23年6月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品古川店

大崎市古川穂波六丁目1番10号 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島1293番地

大和情報サービス株式会社 代表取締役 福島 長男

東京都台東区上野七丁目14番4号

3 市町村の意見の概要

- (1) 近隣に小中学校があることから，歩行者等の安全に配慮願いたい。
- (2) 廃棄物については，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき適正に処理するとともに，公害を発生させないように，また，良好な生活環境を保全するよう努めること。
- (3) 騒音については，良好な生活環境を保全するよう努めるとともに，騒音規制法（昭和43年法律第98号）に基づく規制地域となっていることから，同法及び宮城県公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号）に基づく特定施設を設置する場合は，市長に対し必要な届出を行うこと。

4 地域住民等の意見の概要

古川商工会議所の意見

- (1) 来客車両等の動線が変更となり出入口1に車両が集中することが予想され，駐車場内や周辺道路，出入口付近において渋滞や交通事故を誘発する可能性があることから，歩行者等の安全確保のため駐車区画や車両誘導表示の再構築と交通計画を徹底すべきである。
- (2) 街づくりの観点から地域の商慣習に倣った行動に配慮し，紛争が起きないように努めていただきたい。

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所

6 縦覧期間

平成23年6月29日から平成23年7月29日まで（ただし，閉庁日を除く。）